平成２２年（フ）第８０７号
宮城県亘理郡山元町大平字藤田24番地　町営藤田住宅５棟３号
破産者　諏訪美佐子
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２３号
仙台市宮城野区蒲生字荒田48番地の13
破産者　小野　知範
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
埼玉県入間市大字上藤沢681番地３　県住３―501
破産者　勝山　喜和
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５４号
埼玉県所沢市大字久米2155番地の６
破産者　鹿山　正志
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７５号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目11番103号
破産者　大谷　敦史
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４１９号
埼玉県川越市大字南大塚1265番地96
破産者　山口　史哲
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６８号
埼玉県入間市大字上藤沢492番地１　レオパレス渚306
破産者　萩原　絹子（旧姓熊谷）
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６７３号
埼玉県所沢市喜多町４番６号　株式会社安理技研３Ｆ
破産者　堀井　忠重
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６８７号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地２街区８棟104号
破産者　赤川　竜也
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３９号
埼玉県川越市大字砂久保34番地17、破産手続開始決定時の住所埼玉県川越市大字藤間23番地１　コンソラーレ101号室
破産者　加藤　　学
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４６号
石川県白山市東柏町５番地11
破産者　冨重　貞幸
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２０号
金沢市木越２丁目92番地
破産者　舟本　博繁
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２１号
金沢市木越２丁目92番地
破産者　舟本佐知子
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１１９号
名古屋市天白区音聞山832番地
破産者　犬飼　淳子
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５５号
名古屋市千種区霞ケ丘２丁目３番７―306号　市営霞ケ丘荘
破産者　佐藤　新市
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７２号
愛知県春日井市春見町66番地　春見ハイツＡ棟22号、開始決定時の住所愛知県春日井市下市場町１丁目１番地５
破産者　土岐　忠彦
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０３号
名古屋市熱田区大宝４丁目10番22号
破産者　内藤　廣美
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４９号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5697番地３
破産者　イソヤ商会こと　磯谷　　浩
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２２号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅17棟402号
破産者　都　　啓子
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部